

株 主 各 位

静岡県袋井市浅羽3711番地
天龍製鋸株式会社
取締役社長 西 藤 晋 吉

第162期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第162期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、お手数ながら後記参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年 6 月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 静岡県磐田市岩井2280番地
磐田グランドホテル 2 階 平安の間

3. 目 的 事 項
報 告 事 項

1. 第162期（平成26年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日まで）
事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
2. 第162期（平成26年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日まで）
会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項

第 1 号議案 剰余金の処分の件

第 2 号議案 取締役 8 名選任の件

議案の概要は、後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」
（33頁から34頁）に記載のとおりであります。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の出席票を委任状用紙から切り離さずに会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本株主総会招集通知に記載しております添付書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.tenryu-saw.com>)に掲載させていただきます。

事業報告

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、米国では住宅投資や設備投資が堅調に推移し緩やかな回復が続いております。欧州では長引く債務問題に加えロシア経済の減速の影響などにより弱さが見られます。中国では公共投資・個人消費が下支えしているものの不動産市場の調整などにより成長が鈍化しております。新興国においては一部に勢いを欠く状態が続いております。

わが国経済は、企業収益改善による設備投資増加や円安による輸出増などにより緩やかな回復が続いている一方、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動の長期化で耐久財消費や住宅関連には弱めの動きが見られます。

当社グループにおいては、国内市場は新築住宅着工戸数が減少するなど厳しい状況となりましたが、海外市場での積極的な販売体制の強化及び円安効果により、連結売上高は10,026百万円（前年同期比12.0%増）となりました。利益面につきましては、生産性の向上によるコスト低減と為替の影響などにより、営業利益1,329百万円（前年同期比44.9%増）、経常利益1,656百万円（前年同期比43.6%増）となりました。当期純利益は投資有価証券評価損65百万円などの計上により1,005百万円（前年同期比35.7%増）となりました。

(2) 対処すべき課題

日本経済は円安・原油安などによる緩やかな回復が続くと期待されるものの、個人消費に盛り上がり欠けるなど不透明な状況が続くものと考えられます。海外においても、米国では民需を中心に持ち直しつつありますが、欧州・中国などの経済情勢は不透明で、予断を許さない状況となっております。

こうした状況下、当社グループでは海外販売の強化、顧客ニーズへの機動的な対応、高付加価値製品の開発、国内外生産体制の強化などを経営課題とし、全社一丸となって取り組んでまいります。

(3) 設備投資及び資金調達の状況

当期の設備投資の総額は、966百万円であり、その主な内容は生産設備等の取得であります。資金調達は、全額自己資金をもって充当しております。

(4) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分 \ 期別	第159期 (平成24年3月期)	第160期 (平成25年3月期)	第161期 (平成26年3月期)	第162期 (平成27年3月期)
売 上 高(千円)	7,637,324	8,006,768	8,951,946	10,026,228
営 業 利 益(千円)	833,956	987,765	917,514	1,329,288
経 常 利 益(千円)	948,108	1,219,843	1,153,830	1,656,455
当期純利益(千円)	665,270	704,629	740,849	1,005,463
1株当たり 当期純利益 (円)	139.61	147.87	155.47	213.12
総 資 産(千円)	21,359,516	22,965,581	25,657,382	26,954,702
純 資 産(千円)	19,374,775	20,768,698	22,705,185	23,845,369
1株当たり 純 資 産 (円)	4,065.82	4,358.39	4,764.82	5,122.82

② 当社の財産及び損益の状況

区分 \ 期別	第159期 (平成24年3月期)	第160期 (平成25年3月期)	第161期 (平成26年3月期)	第162期 (平成27年3月期)
売 上 高(千円)	7,266,995	7,419,965	8,067,301	8,641,009
営 業 利 益(千円)	569,322	690,448	810,354	1,062,108
経 常 利 益(千円)	792,085	1,153,157	1,407,137	1,612,714
当期純利益(千円)	581,374	732,434	1,085,994	1,083,539
1株当たり 当期純利益 (円)	122.00	153.70	227.90	229.67
総 資 産(千円)	20,297,851	21,384,008	23,342,268	23,810,109
純 資 産(千円)	18,300,365	19,225,164	20,573,499	21,149,584
1株当たり 純 資 産 (円)	3,840.36	4,034.47	4,317.47	4,543.67

(5) 重要な子会社の状況等

会 社 名	資本金	出資比率	主な事業内容
天龍製鋸(中国)有限公司	10億円	100%	チップソー、ダイヤモンドソー 基板等の製造販売
TENRYU AMERICA, INC.	4,500千US\$	100%	チップソー等の販売
TENRYU SAW(THAILAND)CO.,LTD.	338,000千THB	100%	チップソー等の製造加工・ 販売

(6) 主要な事業内容（平成27年3月31日現在）

- ① 鋸・刃物類の製造、加工及び販売
- ② 製材・石材・鉄鋼・農業用等の機械器具の製造、加工及び販売
- ③ 不動産の賃貸

(7) 主要な営業所及び工場（平成27年3月31日現在）

① 当社

本 社 工 場：静岡県袋井市
東 京 支 店：千葉県習志野市
大 阪 支 店：大阪府東大阪市
秋 田 支 店：秋田県秋田市
北陸営業所：富山県富山市

② 子会社

天龍製鋸（中国）有限公司：中華人民共和国河北省廊坊市
TENRYU AMERICA, INC.：アメリカ合衆国ケンタッキー州ヘブロン市
TENRYU SAW(THAILAND)CO.,LTD.：タイ王国ラヨーン県プワックデー市
TENRYU EUROPE GMBH：ドイツ連邦共和国バーデン・ヴュルテンベルク州アーレン市

(8) 従業員の状況（平成27年3月31日現在）

① 企業集団

事業部門等	従業員数(名)	前期末比増減(名)
生 産	926	89
販 売	76	△1
管 理	38	△4
合 計	1,040	84

(注) 上記従業員数には、出向者及びパートタイマーは含まれておりません。

② 当社

従業員数(名)	前期末比増減(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
183	△2	44.1	20.5

(注) 上記従業員数には、出向者及びパートタイマーは含まれておりません。

(9) 主要な借入先の状況（平成27年3月31日現在）

該当事項はありません。

2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式に関する事項（平成27年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 22,295,268株
- ② 発行済株式の総数 4,654,736株（自己株式919,081株を除く）
- ③ 株主数 967名
- ④ 上位10名の株主の状況

株 主 名	持株数(千株)	持株比率(%)
天 龍 製 鋸 社 員 持 株 会	407	8.76
株 式 会 社 静 岡 銀 行	227	4.89
鈴 木 寛 善	138	2.96
長 谷 川 任 璋	132	2.84
遠 州 鉄 道 株 式 会 社	119	2.56
高 村 博 昭	94	2.02
エ イ ア イ ユ ー 損 害 保 険 株 式 会 社	90	1.94
鈴 木 良 策	87	1.87
川 島 昭 治	86	1.85
株 式 会 社 遠 鉄 ト ラ ベ ル	80	1.72

- (注) 1. 当社は、自己株式919,081株を保有しておりますが、上記の上位10名の株主の状況から除いております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

- ⑤ その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役（平成27年3月31日現在）

氏 名	地 位	担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
西 藤 晋 吉	代表取締役社長		天龍製鋸（中国）有限公司董事長 龍蓮工具（廊坊）有限公司董事長
長谷川清一	代表取締役専務	生産・開発技術担当	TENRYU EUROPE GMBH 代表
草 地 義 和	常務取締役	管理担当	
鈴 木 良 典	取 締 役	営業一部長	TENRYU AMERICA, INC. プレジデント
江 原 一 也	取 締 役	総務部長	
三 浦 朗	取 締 役	国際部長	TENRYU EUROPE GMBH 代表
大 石 高 彰	取 締 役	営業二部長	
鈴 木 達 志	取 締 役	アジア担当	TENRYU SAW(THAILAND)CO.,LTD.代表
杉山明喜雄	取 締 役		杉山明喜雄公認会計士事務所所長 杉山明喜雄税理士事務所所長
大 林 和 廣	常勤監査役		
丹羽俊文	監 査 役		丹羽俊文税理士事務所所長
磯 部 勝 弘	監 査 役		公認会計士磯部勝弘事務所所長 税理士磯部勝弘事務所所長

- (注) 1. 取締役杉山明喜雄氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役丹羽俊文、監査役磯部勝弘の両氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役丹羽俊文氏は税理士の資格を、監査役磯部勝弘氏は公認会計士の資格をそれぞれ有しており、両氏とも財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 社外監査役丹羽俊文氏は、東京証券取引所から確保が義務付けられている独立役員であります。

② 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先と当社の関係

社外取締役杉山明喜雄氏、社外監査役丹羽俊文氏及び磯部勝弘氏の兼職先とは、特別な関係はありません。

ロ. 主な活動状況

社外取締役杉山明喜雄氏は、当事業年度開催の取締役会の71%に出席し、公認会計士としての財務及び会計に関する専門的な見地からの発言を行っております。

社外監査役丹羽俊文氏は、当事業年度開催の取締役会の86%、監査役会の100%に出席し、税理士としての豊富な経験の中から、発言を行っております。

社外監査役磯部勝弘氏は、当事業年度開催の取締役会の79%、監査

役会の100%に出席し、公認会計士としての財務及び会計に関する専門的な見地からの発言を行っております。

ハ、責任限定契約の概要

社外取締役及び社外監査役との間で責任限定契約は、現在のところ締結しておりません。

③ 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 9名 103,980千円（うち社外 1名 2,101千円）

監査役 3名 19,512千円（うち社外 2名 6,306千円）

(注) 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人給与相当額46,158千円を支払っております。

(4) 会計監査人に関する事項

① 名 称 ときわ監査法人

② 報酬等の額

イ、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等 23,376千円

ロ、当社及び当社子会社が支払うべき金銭

その他の財産上の利益の合計額 23,376千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法等の法令に違反・抵触し、または、会計監査人への信頼を失わせる重大事由が発生したと認められる場合には、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

3. 会社の体制及び方針

業務の適正を確保するための体制

当社の「業務の適正を確保するための体制」の概要は、下記のとおりです。

① 取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役ならびに全従業員の職務の執行が、法令及び定款に適合し、かつ社会的責任及び企業倫理を果たすために「天龍製鋸グループの企業行動規範」の周知徹底を図ります。

さらに、取締役ならびに全従業員がコンプライアンスの知識向上ならびに遵守のために、必要に応じ、コンプライアンスに関する研修を実施するとともに、マニュアル等の作成ならびに社内掲示・配布等を実施いたします。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の意思決定または取締役に対する報告に関しては、取締役会議事録（役員会報告書含む）ならびに稟議決裁書等を作成・備置し、文書取扱規程の定めに従い適切に管理保存いたします。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社を取り巻くリスクを特定したうえで適切なリスク対応を検討し、管理する体制の整備を進めてまいります。

また、内部監査室にて業務に関するリスク情報を集約し、必要に応じ危機管理の対策を講じるとともに、全従業員への周知を図る体制の整備を進めてまいります。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務権限、会議の付議基準を明確にするとともに、意思決定の妥当性を高めるためのプロセスなど、会議の運用体制を整備しております。

また毎月1回の、経営に関する重要な事項の審議・業務執行の状況等の報告を行う定例の取締役会及び必要に応じた随時の取締役会を開催し、意思決定の迅速化を図っております。

⑤ 会社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社管理の体制については「天龍製鋸グループの企業行動規範」に沿って業務を進められるよう、当社の規程を準用し運用状況を報告させる体制を整備するとともに、必要に応じて当社の内部監査部門にて子会社の業務監査を実施いたします。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、内部監査室に専任者を配置し、必要に応じ監査役会の職務を補助しております。

また、当該使用人の任命・異動等人事権に係る事項の決定には、監査役会の事前の同意を得ることにより取締役からの独立性を確保しております。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会に出席するほか、全管理職会議その他の重要な会議に出席するとともに、重要な決議書類等の閲覧、財産状況等の調査を行うことができる体制になっております。

また、取締役及び使用人は、会社の業務または業績に影響を与える重要な事項、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について、常時監査役に報告を行っております。

監査役会は、監査法人と定期的に意見交換会を開催しております。

⑧ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、外部専門機関との連携を強化しつつ反社会的勢力及び団体からの要求を断固拒否し、これらと係わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わないとする方針を堅持いたします。

4. 株式会社の支配に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかし、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社株式の大量買付を行う者が、当社の財務及び事業の内容を理解するのは勿論のこと、当社の企業価値の源泉を理解した上で、これらの中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。また、外部者である買収者からの大量買付の提案を受けた際に、株主の皆様が最善の選択を行うためには、当社の企業価値を構成する有形無形の要素を適切に把握するとともに、買収者の属性、大量買付の目的、買収者の当社の事業や経営についての意向、既存株主との利益相反を回避する方法、従業員その他のステークホルダーに対する対応方針等の買収者の情報も把握した上で、買付が当社の企業価値や株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要がある、かかる情報が明らかにされないまま大量買付が強行される場合には、当社の企業価値・株主共同の利益が毀損される可能性があります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組みの内容の概要

当社は企業価値の最大化を実現するため、海外への販売を強化するための取り組みを行っております。中国及びアメリカに加えヨーロッパ、タイ、インド等へ事業展開を行っております。

世界中のお客様より信頼され期待される品質の維持・向上を目指しており、高性能鋸製造機械や表面処理用新型設備の導入などを行っております。今後も最新の鋸製造設備の導入や生産システムの構築に投資してまいります。

当社は、これらの取組みを基礎とし、鋸・刃物のパイオニアとして先進技術の開発を進めると同時に、海外生産拠点として従来の中国に加え、タイに新工場を建設し、顧客ニーズに対応する生産能力、国際競争力の強化を目指してまいります。新興国市場に向けたエリア別・用途別・価格別・寸法別等に体系化された戦略的製品の開発を行い、営業力の強化に取り組

んでまいります。

また、グループ会社間の連携による効率的な生産体制の構築、物流効率化による配送コスト削減、原材料の最適化などコスト低減と更なる経費節減に取り組み、安定した収益確保を目指してまいります。

当社はこれらに加えて、M&Aや業務・資本提携も視野に入れつつ、さらに企業価値を向上させる諸施策を実施してまいります。

さらに、当社は、継続的な企業価値の向上を実現していくためにコーポレート・ガバナンスを経営上の最重要事項の一つとして認識しており、強固なコーポレート・ガバナンスの構築により企業の効率性・透明性を充実させ、株主をはじめとするステークホルダーに対する公正な経営を目指し、独立性のある社外取締役を選任して透明性のある経営を実現するとともに、独立性のある社外監査役2名を含む監査役会が取締役の業務執行を監視し、経営監視機能を高めております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（本プラン）の内容の概要

① 本プランの目的

本プランは、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

② 本プランの概要

本プランは、当社株券等の20%以上を取得しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求めるなど、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付を行うことができるものとされています。

当社は、本プランにおける対抗措置の発動の判断について、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した当社社外取締役等のみから構成される独立委員会の客観的な判断を経るものとしております。

買収者は、買付等の開始又は実行に先立ち、買付等の内容の検討に必要な所定の情報を提供するものとされ、また、独立委員会は、当社取締役会に対しても、買収者の買付等の内容に対する意見や代替案等の情報を提供するように要求することができます。

独立委員会は、買収者が本プランに規定する手続を遵守しなかった場合、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買収である場合などで、かつ新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、対抗措置として、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての

方法により割り当てるべきことを勧告します。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して、新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する決議を行います。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施等に関する株主の意思を確認することがあります。

本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買収者以外の株主の皆様が当社株式が交付された場合には、買収者の有する当社の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

本プランの有効期間は、原則として、平成25年6月27日開催の当社第160期事業年度に係る定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなっております。

(4) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社の国際的な競争力を強化するための取組み及びコーポレートガバナンスの強化等の各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは、当社株券等に対する買付等が行われた際に、当社の企業価値・株主共同の利益を確保することを目的として導入されるものであり、当社の基本方針に沿うものです。特に、本プランについては、「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則の要件を完全に充足していること、当社第160期事業年度に係る定時株主総会において株主の皆様が承認を得ていること、一定の場合に本プランの発動の是非について株主意思確認総会において株主意思を確認することとしていること、及び株主総会決議によりいつでも本プランを廃止できるとされていること等株主意思を重視するものであること、独立性を有する社外取締役等のみによって構成される独立委員会が設置され、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家等の助言を受けることができること等により、その公正性・客観性が担保されており、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(注) 当社は、平成22年5月21日開催の当社取締役会及び同年6月29日開催の当社第157期事業年度に係る定時株主総会の決議に基づき更新した当社株式の大量取得行為に関する対応策の有効期間が平成25年6月27日開催の当社第160期事業年度に係る定時株主総会終結の時までとされていたことから、平成25年6月11日開催の当社取締役会及び平成25年6月27日開催の当社第160期事業年度に係る定時株主総会の決議に基づき、旧プランを更新しております。上記は、更新後のプランの内容の概要並びに具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由を記載しております。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨て、比率その他については、表示単位未満の端数を四捨五入しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成27年 3 月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	12,142,563	流 動 負 債	1,738,118
現 金 及 び 預 金	4,824,655	支払手形及び買掛金	676,218
受取手形及び売掛金	2,523,230	未 払 法 人 税 等	249,967
有 価 証 券	901,041	賞 与 引 当 金	225,451
商 品 及 び 製 品	1,814,023	そ の 他	586,480
仕 掛 品	569,064		
原材料及び貯蔵品	1,018,550	固 定 負 債	1,371,214
繰 延 税 金 資 産	215,526	繰 延 税 金 負 債	1,102,901
そ の 他	280,510	退職給付に係る負債	210,087
貸 倒 引 当 金	△ 4,038	長 期 未 払 金	20,730
固 定 資 産	14,812,138	そ の 他	37,494
有形固定資産	6,727,389	負 債 合 計	3,109,332
建 物 及 び 構 築 物	1,502,998	純 資 産 の 部	
機械装置及び運搬具	2,558,214	株 主 資 本	20,741,698
土 地	2,292,237	資 本 金	581,335
建 設 仮 勘 定	240,980	資 本 剰 余 金	552,747
そ の 他	132,958	利 益 剰 余 金	21,506,858
無形固定資産	17,911	自 己 株 式	△ 1,899,241
投資その他の資産	8,066,837	その他の包括利益累計額	3,103,671
投 資 有 価 証 券	7,511,696	その他有価証券評価差額金	1,589,402
出 資 金	60,232	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	234
長 期 前 払 費 用	61,151	為 替 換 算 調 整 勘 定	1,455,123
そ の 他	450,270	退職給付に係る調整累計額	58,910
貸 倒 引 当 金	△ 16,514	純 資 産 合 計	23,845,369
資 産 合 計	26,954,702	負 債 純 資 産 合 計	26,954,702

連 結 損 益 計 算 書

(平成26年 4 月 1 日から)
(平成27年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		10,026,228
売 上 原 価		6,290,979
売 上 総 利 益		3,735,249
販売費及び一般管理費		2,405,960
営 業 利 益		1,329,288
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	27,816	
受 取 配 当 金	81,501	
為 替 差 益	194,377	
そ の 他	27,031	330,726
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,935	
リ ー ス 解 約 損	657	
自 己 株 式 取 得 費 用	373	
そ の 他	594	3,559
経 常 利 益		1,656,455
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	1,656	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	1,441	3,098
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	8,639	
固 定 資 産 除 却 損	13,710	
減 損 損 失	28,937	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	65,400	116,687
税金等調整前当期純利益		1,542,866
法人税、住民税及び事業税	556,915	
法 人 税 等 調 整 額	△ 19,512	537,402
少数株主損益調整前当期純利益		1,005,463
当 期 純 利 益		1,005,463

連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	581,335	552,747	21,097,311	△1,626,430	20,604,962
会計方針の変更による 累積的影響額			△93,681		△93,681
会計方針の変更を反映した 当期首残高	581,335	552,747	21,003,629	△1,626,430	20,511,281
当期変動額					
剰余金の配当			△486,047		△486,047
当期純利益			1,005,463		1,005,463
連結範囲の変動			△16,187		△16,187
自己株式の取得				△272,811	△272,811
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					—
当期変動額合計	—	—	503,228	△272,811	230,417
当期末残高	581,335	552,747	21,506,858	△1,899,241	20,741,698

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	1,244,315	208	816,728	38,969	2,100,222	22,705,185
会計方針の変更による 累積的影響額						△93,681
会計方針の変更を反映 した当期首残高	1,244,315	208	816,728	38,969	2,100,222	22,611,503
当期変動額						
剰余金の配当						△486,047
当期純利益						1,005,463
連結範囲の変動						△16,187
自己株式の取得						△272,811
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	345,086	25	638,395	19,941	1,003,448	1,003,448
当期変動額合計	345,086	25	638,395	19,941	1,003,448	1,233,866
当期末残高	1,589,402	234	1,455,123	58,910	3,103,671	23,845,369

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数……………4社

連結子会社の名称……………天龍製鋸（中国）有限公司

TENRYU AMERICA, INC.

TENRYU SAW (THAILAND) CO., LTD.

TENRYU EUROPE GMBH

前連結会計年度において非連結子会社でありました TENRYU EUROPE GMBH は、重要性が増したため当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称……………龍蓮工具（廊坊）有限公司

TENRYU SAW INDIA PRIVATE LIMITED

TENRYU SAW DE MEXICO, S. A. DE C. V.

連結の範囲から除いた理由……………非連結子会社3社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社はありません。

持分法を適用していない非連結子会社（龍蓮工具（廊坊）有限公司、TENRYU SAW INDIA PRIVATE LIMITED、TENRYU SAW DE MEXICO, S. A. DE C. V.）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、いずれも12月31日であり、連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……………連結決算日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

② デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ……………時価法

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

製品・原材料・仕掛品…主に総平均法

商 品……………主に移動平均法

貯 蔵 品……………主に最終仕入原価法

- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産……………当社は定率法によっております。
(リース資産を除く) 但し、平成10年4月以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。
連結子会社は主として定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物及び構築物 8～47年
機械装置及び運搬具 4～10年
- ② 無形固定資産……………定額法によっております。
(リース資産を除く) ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
- ③ リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支払いに充てるため、賞与支給見込額のうち、当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。
- ③ 役員賞与引当金……………役員に対して支給する賞与の支払いに充てるため、年間支給見込額を計上しております。
なお、当連結会計年度末に負担すべき金額がないため、計上しておりません。
- (4) その他連結計算書類作成のための重要な事項
- ① 退職給付に係る会計……退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
数理計算上の差異については、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定率法により発生した翌連結会計年度より費用処理しております。
未認識数理計算上の差異については、税効果調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更)
1. 会計方針の変更の内容及び理由(会計基準等の名称)
「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日)を当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰

属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法に割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に似した年数とする方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

2. 適及適用をしなかった理由等

当該会計基準等の適用については、当該会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

3. 連結計算書類の主な項目に対する影響額
この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が143,683千円増加し、利益剰余金が93,681千円減少しております。

また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ2,862千円減少しております。

- ② ヘッジ会計の処理……繰延ヘッジ処理によっております。
③ 消費税等の会計処理……消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

表示方法の変更にに関する注記

連結損益計算書

前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他」に含めておりました「リース解約損」(前連結会計年度1千円)については、重要性が高まったため、当連結会計年度より区分掲記しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 8,185,268千円
2. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書に関する注記

1. 通常の売買目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額
売上原価 6,703千円
2. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数
普通株式 5,573,817株
2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配 当 額 (円)	基 準 日	効力発生日
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	486,047	102.00	平成26年3月31日	平成26年6月30日

3. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項
平成27年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 325,831千円

- ② 1株当たり配当額 70.00円
 ③ 基準日 平成27年3月31日
 ④ 効力発生日 平成27年6月29日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融商品で運用しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針です。受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、営業業務管理規程に沿った与信管理を通じ、リスクの低減を図っております。有価証券及び投資有価証券は主に国債・社債・株式であり、時価・信用格付等の把握を通じ、リスクの低減を図っております。デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引です。外貨建て取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次表のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注2)を参照ください。）。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	4,824,655	4,824,655	—
(2) 受取手形及び売掛金	2,523,230	2,523,230	—
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	7,797,406	7,797,406	—
(4) 支払手形及び買掛金	(676,218)	(676,218)	—

(※) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は市場価格等によっております。

(4) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額615,331千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 5,122円82銭
 2. 1株当たり当期純利益 213円12銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

その他の注記

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(平成27年 3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	8,827,913	流 動 負 債	1,225,511
現 金 及 び 預 金	3,081,224	支 払 手 形	178,976
受 取 手 形	574,551	買 掛 金	338,964
売 掛 金	2,334,351	リ ー ス 債 務	16,971
有 価 証 券	901,041	未 払 金	92,658
商 品	290,833	未 払 費 用	157,429
製 品	694,270	未 払 法 人 税 等	199,082
原 材 料	242,207	前 受 金	6,400
仕 掛 品	225,681	預 り 金	9,576
貯 蔵 品	56,654	賞 与 引 当 金	225,451
前 払 費 用	17,410		
繰 延 税 金 資 産	136,606	固 定 負 債	1,435,014
未 収 入 金	210,490	リ ー ス 債 務	35,021
そ の 他	64,500	繰 延 税 金 負 債	1,080,575
貸 倒 引 当 金	△1,911	退 職 給 付 引 当 金	296,214
		長 期 未 払 金	20,730
		長 期 預 り 保 証 金	2,473
固 定 資 産	14,982,196	負 債 合 計	2,660,525
有 形 固 定 資 産	4,374,103	純 資 産 の 部	
建 物	695,561	株 主 資 本	19,560,181
構 築 物	200,264	資 本 金	581,335
機 械 及 び 装 置	1,068,398	資 本 剰 余 金	552,747
車 両 運 搬 具	2,755	資 本 準 備 金	552,747
工 具、器 具 及 び 備 品	11,951	利 益 剰 余 金	20,325,341
土 地	2,167,114	利 益 準 備 金	148,863
建 設 仮 勘 定	228,057	そ の 他 利 益 剰 余 金	20,176,477
無 形 固 定 資 産	17,911	配 当 積 立 金	500,000
ソ フ ト ウ ェ ア	16,012	退 職 給 与 積 立 金	350,000
電 話 加 入 権	1,899	建 設 準 備 積 立 金	1,000,000
投 資 そ の 他 の 資 産	10,590,181	研 究 開 発 積 立 金	1,000,000
投 資 有 価 証 券	7,467,591	公 害 防 止 準 備 金	500,000
関 係 会 社 株 式	1,494,099	記 念 事 業 準 備 金	100,000
出 資	630	海 外 市 場 開 拓 準 備 金	1,500,000
関 係 会 社 出 資 金	1,200,012	土 地 圧 縮 積 立 金	807,963
従 業 員 に 対 す る 長 期 貸 付 金	43,724	建 物 圧 縮 積 立 金	105,920
長 期 前 払 費 用	12,779	償 却 資 産 圧 縮 積 立 金	983
保 険 積 立 金	339,185	別 途 積 立 金	2,000,000
会 員 権	37,079	繰 越 利 益 剰 余 金	12,311,609
差 入 保 証 金	1,896	自 己 株 式	△1,899,241
そ の 他	9,696	評 価・換 算 差 額 等	1,589,402
貸 倒 引 当 金	△16,514	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,589,402
		純 資 産 合 計	21,149,584
資 産 合 計	23,810,109	負 債 純 資 産 合 計	23,810,109

損 益 計 算 書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売 上 高		8,641,009
売 上 原 価		5,974,222
売 上 総 利 益		2,666,786
販売費及び一般管理費		1,604,677
営 業 利 益		1,062,108
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2,372	
有 価 証 券 利 息	9,893	
受 取 配 当 金	356,991	
不 動 産 賃 貸 料	3,352	
為 替 差 益	161,361	
そ の 他	19,705	553,678
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,935	
リ ー ス 解 約 損	657	
自 己 株 式 取 得 費 用	373	
そ の 他	106	3,072
経 常 利 益		1,612,714
特 別 利 益		
投資有価証券売却益	1,441	1,441
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	8,639	
固 定 資 産 除 却 損	12,347	
減 損 損 失	28,937	
関係会社株式評価損	65,400	115,324
税 引 前 当 期 純 利 益		1,498,832
法人税、住民税及び事業税	425,671	
法 人 税 等 調 整 額	△10,378	415,293
当 期 純 利 益		1,083,539

株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利 益 剰 余 金		
		資本準備金	利益準備金	そ の 他 利益剰余金	利益剰余金 合 計
当期首残高	581,335	552,747	148,863	19,672,667	19,821,531
会計方針の変更による 累積的影響額				△93,681	△93,681
会計方針の変更を反映した 当期首残高	581,335	552,747	148,863	19,578,986	19,727,850
当期変動額					
剰余金の配当				△486,047	△486,047
当期純利益				1,083,539	1,083,539
自己株式の取得					—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					—
当期変動額合計	—	—	—	597,491	597,491
当期末残高	581,335	552,747	148,863	20,176,477	20,325,341

(単位：千円)

	株 主 資 本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評 価 差 額 金	
当期首残高	△1,626,430	19,329,183	1,244,315	20,573,499
会計方針の変更による 累積的影響額		△93,681		△93,681
会計方針の変更を反映した 当期首残高	△1,626,430	19,235,501	1,244,315	20,479,817
当期変動額				
剰余金の配当		△486,047		△486,047
当期純利益		1,083,539		1,083,539
自己株式の取得	△272,811	△272,811		△272,811
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)		—	345,086	345,086
当期変動額合計	△272,811	324,680	345,086	669,766
当期末残高	△1,899,241	19,560,181	1,589,402	21,149,584

(注) その他利益剰余金の内訳

(単位：千円)

	配当積立金	退職給与 積立金	建設準備 積立金	研究開発 積立金	公害防止 準備金	記念事業 準備金	海外市場 開拓準備金
当期首残高	500,000	350,000	1,000,000	1,000,000	500,000	100,000	1,500,000
会計方針の変更による 累積的影響額							
会計方針の変更を反映した 当期首残高	500,000	350,000	1,000,000	1,000,000	500,000	100,000	1,500,000
当期変動額							
剰余金の配当							
当期純利益							
土地圧縮積立金の取崩							
建物圧縮積立金の取崩							
償却資産圧縮積立金の取崩							
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)							
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	—
当期末残高	500,000	350,000	1,000,000	1,000,000	500,000	100,000	1,500,000

(単位：千円)

	土地圧縮 積立金	建物圧縮 積立金	償却資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	合 計
当期首残高	770,164	106,955	1,034	2,000,000	11,844,512	19,672,667
会計方針の変更による 累積的影響額					△93,681	△93,681
会計方針の変更を反映した 当期首残高	770,164	106,955	1,034	2,000,000	11,750,831	19,578,986
当期変動額						
剰余金の配当					△486,047	△486,047
当期純利益					1,083,539	1,083,539
土地圧縮積立金の取崩	37,799				△37,799	—
建物圧縮積立金の取崩		△1,035			1,035	—
償却資産圧縮積立金の取崩			△51		51	—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						—
当期変動額合計	37,799	△1,035	△51	—	560,778	597,491
当期末残高	807,963	105,920	983	2,000,000	12,311,609	20,176,477

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

製品・原材料・仕掛品……………総平均法

商 品……………移動平均法

貯 蔵 品……………最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……………定率法によっております。

（リース資産を除く）

但し、平成10年4月以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～47年

機械及び装置 10年

(2) 無形固定資産……………ソフトウェア（自社利用分）については、

（リース資産を除く）

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支払いに充てるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

- (3) 役員賞与引当金……………役員に対して支給する賞与の支払いに充てるため、年間支給見込額を計上しております。

なお、当事業年度末に負担すべき金額がないため、計上しておりません。

- (4) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異については、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定率法により発生 of 翌事業年度より費用処理しております。

未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。（会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更）

1. 会計方針の変更の内容及び理由（会計基準等の名称）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年 5月17日）及び

「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年 3月26日）を当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数とする方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

2. 遡及適用をしなかった理由等

当該会計基準等の適用については、当該会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

3. 計算書類の主な項目に対する影響額

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が143,683千円増加し、利益剰余金が93,681千円減少しております。

また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ2,862千円減少しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理……………消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

表示方法の変更に関する注記

損益計算書

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めておりました「リース解約損」（前事業年度1千円）については、重要性が高まったため、当事業年度より区分掲記しております。

貸借対照表に関する注記

- | | |
|-----------------------------|-------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 4,447,663千円 |
| 2. 関係会社に対する短期金銭債権 | 1,466,623千円 |
| 3. 関係会社に対する短期金銭債務 | 140,992千円 |
| 4. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。 | |

損益計算書に関する注記

- | | |
|-------------------------------------|-------------|
| 1. 関係会社との取引高 | |
| 売上高 | 2,034,052千円 |
| 仕入高 | 2,349,395千円 |
| 営業取引以外の取引高 | 277,490千円 |
| 2. 通常の売買目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額 | |
| 売上原価 | 5,805千円 |
| 3. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。 | |

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式	919,081株
------	----------

税効果会計に関する注記

- | | |
|----------------------------|----------|
| 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の内訳 | |
| (流動資産) | |
| 繰延税金資産 | |
| 賞与引当金 | 72,820千円 |
| 未払事業税 | 15,410千円 |
| たな卸資産評価損 | 34,493千円 |

その他	13,881千円
繰延税金資産合計	<u>136,606千円</u>
(固定負債)	
繰延税金資産	
退職給付引当金	93,614千円
投資有価証券評価損	40,954千円
関係会社株式評価損	20,666千円
ゴルフ会員権評価損	22,669千円
その他	23,753千円
繰延税金資産小計	<u>201,659千円</u>
評価性引当額	<u>△89,183千円</u>
繰延税金資産合計	<u>112,476千円</u>
繰延税金負債	
建物圧縮積立金	49,023千円
土地圧縮積立金	373,269千円
その他有価証券評価差額金	707,100千円
その他	63,657千円
繰延税金負債合計	<u>1,193,051千円</u>
繰延税金負債の純額	<u>1,080,575千円</u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差額の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	34.8%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△7.0%
外国税額控除	△0.4%
評価性引当額の増加	1.7%
税率変更による影響額	△1.8%
その他	0.2%
税効果適用後の法人税等の負担率	<u>27.7%</u>

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正
「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成27年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の34.8%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成27年4月1日から平成28年3月31日までのものは32.3%、平成28年4月1日以降のものについては31.6%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額が10,573千円、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）が109,386千円、当事業年度に計上された法人税等調整額が27,207千円それぞれ減少、その他有価証券評価差額金の金額が71,605千円増加しております。

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

属 性	会社等の名称	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係
子会社	天龍製鋸（中国）有限公司	所有 直接100%	役員の兼任
	TENRYU AMERICA, INC.	所有 直接100%	役員の兼任
	TENRYU SAW(THAILAND)CO.,LTD.	所有 直接100%	役員の兼任
	TENRYU EUROPE GMBH	所有 直接100%	役員の兼任

(単位：千円)

会 社 等 の 名 称	取 引 内 容	取引金額	科 目	期末残高
天龍製鋸（中国）有限公司	製品・商品の販売	193,538	売掛金	56,412
			未収入金	10,365
	ロイヤルティ等	43,953	売掛金	9,989
	配当金の受取	200,000	未収入金	200,000
TENRYU AMERICA, INC.	商品の購入	1,997,478	買掛金	115,920
			未払費用	1,530
TENRYU AMERICA, INC.	製品・商品の販売	1,046,803	売掛金	260,954
	配当金の受取	75,490	—	—
TENRYU SAW(THAILAND)CO.,LTD.	製品・商品の販売	210,807	売掛金	470,880
	商品の購入	314,535	買掛金	23,208
			未払費用	332
TENRYU EUROPE GMBH	増資の引受額	118,700	—	—
	製品・商品の販売	349,904	売掛金	181,636
	商品の購入	36,755	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針

1. 製品・商品の価格については、市場価格及び総原価を勘案し、決定しております。
2. ロイヤルティについては、契約に基づいて決定しております。
3. 配当金については、当期純利益を基準とし内部留保とのバランスを考慮して決定しております。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 4,543円67銭
2. 1株当たり当期純利益 229円67銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

その他の注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年 5月27日

天龍製鋸株式会社

取締役会 御中

ときわ監査法人

代表社員 公認会計士 岩田 礼司 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 鈴木 啓市 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、天龍製鋸株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見を表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、天龍製鋸株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年 5月27日

天龍製鋸株式会社

取締役会 御中

ときわ監査法人

代表社員 公認会計士 岩田 礼司 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 鈴木 啓市 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、天龍製鋸株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第162期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第162期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人ときわ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年6月3日

天龍製鋸株式会社 監査役会

常勤監査役 大 林 和 廣 ㊟

社外監査役 丹 羽 俊 文 ㊟

社外監査役 磯 部 勝 弘 ㊟

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第162期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び第3号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」

（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ときわ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年6月3日

天龍製鋸株式会社 監査役会

常勤監査役 大 林 和 廣 ㊞

社外監査役 丹 羽 俊 文 ㊞

社外監査役 磯 部 勝 弘 ㊞

以 上

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

1. 議決権の代理行使の勧誘者

天龍製鋸株式会社

取締役社長 西 藤 晋 吉

2. 議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当期の配当金につきましては、「連結配当性向30%以上とすることを利益配分の基本方針といたしますが、その時々投資計画・資金調達・自己株式取得予定等を総合的に勘案し、配当額を決定いたします。」との配当方針に基づき、諸要素を総合的に勘案した結果、以下のとおりとさせていただきますと存じます。

- (1) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金70円 総額325,831,520円
- (2) 剰余金の配当が効力を生ずる日
平成27年6月29日

第2号議案 取締役8名選任の件

本総会の終結の時をもって取締役全員（9名）は任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
西 藤 晋 吉 (昭和26年6月17日)	昭和49年4月 当社入社 平成14年1月 当社大阪支店長 平成15年6月 当社取締役営業部長 平成18年10月 当社常務取締役営業担当 平成19年7月 龍蓮工具（廊坊）有限公司董事長（現任） 平成25年6月 当社代表取締役社長（現任） 平成25年9月 天龍製鋸（中国）有限公司董事長（現任）	21,000株
長谷川 清 一 (昭和28年11月4日)	昭和51年4月 当社入社 平成13年12月 当社営業部営業二課長兼営業三課長 平成15年6月 当社取締役開発技術部長 平成21年7月 当社常務取締役生産・開発技術担当兼開発技術部長 平成22年8月 TENRYU EUROPE GMBH代表（現任） 平成25年6月 当社代表取締役専務生産・開発技術担当（現任）	57,000株
鈴 木 良 典 (昭和35年9月24日)	昭和58年4月 当社入社 平成9年7月 当社営業部営業一課長 平成19年6月 当社取締役営業部長 平成22年8月 TENRYU AMERICA, INC. プレジデント（現任） 平成24年6月 当社取締役営業一部長（現任）	10,000株

氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当 社株式の数
三 浦 朗 (昭和29年4月24日)	平成10年9月 平成22年7月 平成24年6月 平成27年4月	当社入社 当社営業部貿易課長 TENRYU EUROPE GMBH代表（現任） 当社取締役国際部長 当社取締役国際営業部長（現任）	2,000株
大 石 高 彰 (昭和42年8月29日)	平成2年4月 平成16年4月 平成22年7月 平成24年6月	当社入社 当社営業部営業三課長 当社営業部次長兼営業三課長 当社取締役営業二部長（現任）	5,000株
江 原 一 也 (昭和30年7月4日)	昭和53年4月 平成9年7月 平成21年7月 平成22年6月 平成27年4月	当社入社 当社営業部貿易課長 当社総務部長 当社取締役総務部長 当社取締役海外統括室長（現任）	25,000株
鈴 木 達 志 (昭和40年6月21日)	平成3年4月 平成14年12月 平成16年11月 平成25年6月	当社入社 営業部貿易課 TENRYU SAW(THAILAND)CO.,LTD.代表(現任) 取締役アジア担当（現任）	3,300株
杉 山 明喜雄 (昭和32年10月25日)	昭和58年9月 平成4年1月 平成19年6月	監査法人太田哲三事務所(現・新日本有限責任監査法人)入所 杉山明喜雄公認会計士事務所所長（現任） 杉山明喜雄税理士事務所所長（現任） 当社取締役（現任）	1,000株

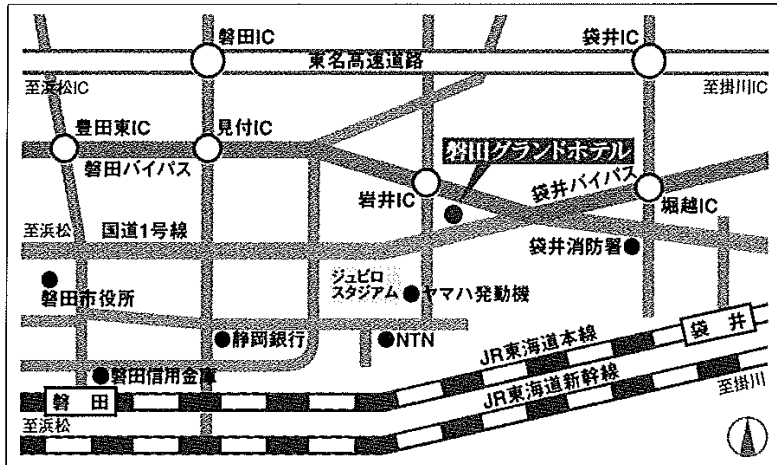
- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 杉山明喜雄氏は社外取締役候補者であります。
3. 杉山明喜雄氏につきましては、公認会計士としての豊富な経験と見識が、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に有用と判断したため社外取締役候補者いたしました。
4. 杉山明喜雄氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
- なお、会社法施行規則第74条に定める、取締役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記を含め他に記載すべき事項はございません。

以 上

[illegible]

株主総会 会場ご案内図

会 場：〒438-0016 静岡県磐田市岩井 2 2 8 0 番地
磐田グランドホテル 2階 平安の間
電 話：(0 5 3 8) 3 4-1 2 1 1



【交通機関】

東海道新幹線JR浜松駅(名古屋方面より)にて乗り換え、東海道線JR磐田駅下車。
東海道新幹線JR掛川駅(東京方面より)にて乗り換え、東海道線JR磐田駅下車。

【送迎バスのご案内】

当日、磐田駅南口から会場まで送迎バスを
運行いたしますのでご利用下さい。

バスの発車時刻は、午前 9 時15分です。

※昨年と乗り場が異なっていますのでご注意下さい。